

秦憲志さんの ワンポイントアドバイス

まちの景観を美しくするためには、個々の建物のデザインを向上させること、それら建物の形態や色彩、素材などに統一感を持たせ周辺と調和させること、花と緑、水辺とのふれあいによって潤いとやすらぎが得られることなど、私たち一人ひとりがまちに誇りと愛着を持って居住空間を心地よいものにしていくことが大切です。

長浜市では、「伝統を現代に生かして美しく住む」という博物館都市構想を早くに提唱し、市民と行政の協働作業によって長浜ならではのまちづくりを進めてきました。中でも景観づくりにおいては、風格賞や町並み整備、近隣景観形成協定の締結、花のあるまちづくりなど長年の努力の積み重ねにより、すばらしい成果を上げてきています。一方で、まちは刻々と変化しており、高層マンションの対策といった新たな課題も出てきています。

景観計画の策定は、長浜のまち全体の景観を未来にどういう形で引き継ぎ、より良い創造をしていくか、市民の皆さんとともにそのしくみを再構築していくまたとない機会になります。皆さんの熱い思いや経験、英知が活かされることを期待しています。



ときには困った顔も
私たちの顔と同じで、景観も日々変化しており、いい表情ばかり見せてくれるわけではありませぬ。
近年、市街地では需要に応じ、高層マンションなどが次々と建設されています。
しかし、そういった高層建築物により、地域の景観が損なわ

れたり、眺望が遮られたりしたら、みなさんもきつと困った顔になるのではないのでしょうか。
また、周辺部では、近隣景観形成などの取り組みが一部地域にとどまっており、なかなか他の地域へと広がりを見せていないという現実もあります。



長浜城展望台から眺望を楽しむ観光客。感想を求めると「いい眺めだけど、マンションが目立ちますね。」というお返事をいただきました。

みんなが笑顔になるために

そういった問題や課題を解決し、みんなに素敵な笑顔と景観を取り戻すためにも、しっかりと景観計画をつくる必要があります。
景観計画は、長浜にふさわしい景観づくりの基本方針や実現方策のほか、みんなが協働して取り組んでいくことを目的として定めるもので、具体的には次の6項目を定める予定をしています。

- ①景観計画の区域
- ②良好な景観の形成方針
- ③行為の制限に関する事項
- ④景観重要構造物や樹木の指定
- ⑤景観重要公共施設の整備事項
- ⑥屋外広告物等に関する制限

しかし、計画を定めると、景観上重要な区域などでは、建物の形や高さなどについて、規制されることもあります。
また、景観上大切な樹木なども勝手に切ることもできなくなるようになります。

笑顔をつくるのは難しいですが、地域づくりの専門家や、景観計画策定委員としてご協力いただくこととなる、滋賀県立大学地域づくり調査研究センター主任調査研究員の秦憲志さんから、アドバイスをいただきましたので、参考にしてください。

一緒に考えていきましょー

今後は、マップづくりを通して、まちの景観を考えるワークショップを開催するとともに、景観に関するアンケートを実施します。

また、景観計画の素案ができた段階では、説明会等を開催し、パブリックコメントによりご意見を聞いていきます。

よりよい計画をつくるためには、多くの方のみなさんのご意見をお聞きしながら進めていくことが大切です。みなさんが考える「まちの景観や地域の景観づくり」について、折り込みの「わがまちメール」でお聞かせください。
みなさんはどんな景観を次の世代に残していきたいですか。

わがまちメール

今月号でお知らせした「まちの景観や地域の景観づくり」に関するみなさんのご意見、ご提案をお聞かせください。

※平成19年9月30日(日)までに投函してください。

※下のはがきを切り取ってご利用ください。(切手はいりません。)

長浜市役所の郵便番号は「520-8501」ですが、料金を取戻しにくいので、通常の郵便番号とは異なります。

郵便はがき

〒520-8501

長浜市役所 112

長浜市役所企業調査課内

広報 きゃんせ長浜 「わがまちメール」行

住所

氏名

電話番号

お問合せは、都市計画課 ☎6541へ。